

自動販売機設置に係る県有財産の貸付け 一般競争入札参加資格審査申請の案内

【令和3・4年度用】

岩手県が行う、自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約における一般競争入札参加資格を取得したい方は、次により資格審査申請書を提出してください。

なお、一般競争入札参加資格を取得された方は、自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格者名簿に登載し、県ホームページ等で公表します。

1 対象自動販売機

飲料、食品

2 資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 県税、法人税若しくは申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (3) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 飲料又は食品を販売する自動販売機を設置できる者であること。
- (5) 法人にあっては岩手県内に本店を有し、個人にあっては岩手県内に住所を有し、かつ、岩手県内で業を営んでいる者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、2年以上継続して管理及び運営の実績を有している者であること。
- (7) 法令の規定により許可を必要とする場合にあっては、これを受けていること。

3 申請書の受付期間等

- (1) 申請書の受付期間
令和3年1月31日 ～ 令和3年2月21日
- (2) 受付時間
午前9時～午後4時30分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 申請書の提出先等

- (1) 提出方法
郵送又は直接持参してください。
- (2) 提出先
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
岩手県総務部管財課 財産管理担当（岩手県庁2階）
電話 019-629-5037（直通）

5 提出書類

提出書類には、「自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査申請書提出書類一覧」を添付してください。

No.	名 称
1	自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
2	自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査調書（様式第2号）
3	登記事項証明書等※申請日前3か月以内に発行されたもの（写し可） (1) 法人の場合 登記事項証明書（法務局発行） (2) 個人の場合 身分証明書（市町村発行）

4	納税証明書 ※申請日前3か月以内に発行されたもの（写し可） (1) 県税に係る証明書 様式第111号イ（※証明する税目は、県が賦課徴収するすべての税目です。） (2) 国税に関する証明 ア 法人の場合：その3の3（法人税と消費税及び地方消費税） イ 個人の場合：その3の2（申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税）
5	自動販売機設置実績調書（様式第3号）
6	2年以上継続して自動販売機を設置した実績を証明する書類の写し（使用許可書又は契約書の写し等）
7	財務諸表（1カ年分） (1) 法人の場合 申請日の属する年の前年の決算期に作成した営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書） (2) 個人の場合 申請日の属する年の前年の所得に係る確定申告書の写し（貸借対照表を含む）
8	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第4号）及び役員の一覧表（様式第4号の2） 法人にあつては、登記事項証明書に記載の全役員（監査役を含む。退任等した者は不要）を記載
9	法令の規定により許可を必要とする場合は、当該許可を受けていることを証明する書類の写し
10	宛て先を明記した返信用封筒（定形郵便物サイズ、84円切手を貼付したもの）

6 提出部数

1部

7 資格の有効期限

令和3年資格登録日から令和5年3月31日までです。

8 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に文書で通知します。

9 申請書記載事項変更届

申請書提出後、次の各号のいずれかに該当する場合は、「自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」に必要書類を添付して知事に提出してください。

(1) 所在地を変更した場合

(2) 商号又は名称、代表者等を変更した場合

代表者や役員で、新たに登記した役員については、様式第4号（誓約書）及び様式第4の2（役員の一覧表）を併せて提出してください。

(3) 電話番号を変更した場合

(4) 法令の規定により許可を必要とする場合において、当該許可に変更があった場合